

2021年
4月5日

新津民主商工会
TEL 〇二五〇(二三) 一三五三
FAX 〇二五〇(二三) 五五四四
新津市秋葉区岡田九四

消費税分納・換価の猶予申請交流会開かれる

新津民商は3月24日、「消費税分納・換価の猶予交流会&税務署申請」を開き、8人が参加しました。

税務署に申請に行く前に民商事務所で、申請がスムーズにいくように、例年の税務署の対応や分納計画・換価の猶予申請について話し合いました。

税務署の申請では、それぞれの計画を担当署員に主張して相談、申請者全員が希望どおりに分納を認めてもらいました。

参加した人は「コロナウイルスの影響で、売上・利益が減少して消費税を納めるのが大変だが、納得できる計画で申請できた」と話していました。

新潟県事業継続支援金

(飲食店対象) 申請は5月31日まで

2020年12月から2021年4月までの期間において2か月間連続して売上が前年同月比で20%以上減少している店を対象で、個人業者に20万円が給付される制度です。くわしくは民商へ相談を！

労働保険年度更新相談会

4月16日(金) 午前10時～午後3時

新津民商事務所

持ってくるもの

印鑑・民商より届く書類に必要事項を記入の上、持参して下さい。

出来る限り上記日時にマスクを着けて来所して、いただきますよう、ご協力をお願いします。

お願い

「事務所には必ず電話予約をしてから来て下さい！」

新型コロナウイルスの影響で、例年よりも相談が多くなっており、相談は「予約者優先」とさせていただきます。

「マスク」を着けて来所していただきますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※4月16日の労働保険更新は予約不要です！